

201122031B

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究(田島班)
H21—障害—一般—001

平成21～23年度 総合研究報告書

厚生労働科学研究（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

触法・被疑者となった

高齢・障害者への支援の研究（田島班）

(H21-障害-一般-001)

平成21～23年度 総合研究報告書

研究代表者 田島 良昭

平成24（2012）年5月

目 次

I. 総合研究報告

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究

田島良昭 (社会福祉法人 南高愛隣会 理事長)

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (H21-障害-001)

研究代表者：田島 良昭（社会福祉法人 南高愛隣会 理事長）

研究分担者：藤本哲也（中央大学名誉教授・常磐大学大学院 被害者学研究科教授）

荒 中（荒・大橋法律事務所 弁護士）

浜井浩一（龍谷大学法科大学院 教授）

小林繁市（社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 参与）

松村真美（社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事）

A. 研究目的

刑務所が障害者・高齢者「だらけ」になっている。この事實を知ったのは、平成 16 年に元衆議院議員の山本譲司氏の講演を聞いたのが始まりであった。

平成 17 年に勉強会を立ち上げ、平成 18 年からは厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の研究代表者として、この問題に対する取り組みをスタートさせた。

矯正施設における実態調査から始まったこの研究では、家族にも恵まれず、支援者にも恵まれず、学校教育にも恵まれず、福祉のネットワークからもこぼれ落ちてしまったため、生きるために罪を犯す障害者・高齢者が矯正施設に多くいること、矯正施設出所後も司法サイドと福祉サイドの連携（情報）不足により出入りを繰り返していることが明らかになつた。

この研究の成果が、「司法」と「福祉」をつなぐ地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設・更生保護施設への福祉専門職の配置、社会福祉法人・NPO 法人等による更生保護事業への参入等、矯正施設退所後の「出口」に焦点をあてた様々な制度へとつながつた。

一方研究を進める過程で浮かび上がってきたのが、被疑者となって公判中であつたり、犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分となつた者及び執行猶予判決を受けた、いわゆる「触法・被疑者」の問題である。

知的・発達障害者はその特性から、単なる懲役刑では反省を促す、順法精神を身につけさせ、再犯を防ぐ効果が薄いことが指摘されている。しかし現状ではその特性に応じた刑事施策が存在せず、犯罪要因となつたものを何ら矯正されることなく社会復帰させている。

また、矯正施設に至る前段階にあたる、警察・検察での取り調べや裁判においても高齢・障害者とい

う法的弱者に対する支援体制は確立されていない。これは「被疑者・被告人」という罪を犯したと疑われる者だけでなく、被害を受けた被害者にとっても同様である。司法制度改革に伴い、平成 21 年に裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のあり方が大きく変わる中で、こうした「不利益」な状況に対する迅速かつ適切な対応が求められるようになつた。

こうした認識の上に立ち、矯正施設の前段階にあたる「入口」の部分に焦点をあて、法務サイド（警察・検察・裁判所）と福祉サイドが連携しどのような支援の網（セーフティーネット）を構築するかということをテーマに研究を実施することになった。

B. 研究方法

本研究では、犯罪学、社会学、法学、福祉等の各分野から 5 名の研究分担者に参加いただいた。それぞれの研究内容は以下の通りである。

○ 「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」（藤本哲也氏）

刑事司法制度（法務省サイド）と社会福祉制度（厚生労働省サイド）の連携によるセーフティーネットをどのように構築すべきか、ニュージーランド、アメリカ、イギリス、カナダの文献調査と、台湾、韓国の現地視察を行つた。また、裁判前段階（警察・検察・裁判所）における高齢・知的障害者の実態を調査した。

平成 21 年度

- ・ 刑事裁判における触法被疑者の歴史的変遷
- ・ ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル紹介

平成 22 年度

- ・ 起訴猶予処分になり保護観察所に更生緊急保護の申出を行つた者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査と分析

<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ、イギリスにおける触法・被疑者の処遇に関する文献調査 <p>平成 23 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおける「触法・被疑者」となった障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査と現地調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査 <p>平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者または高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査（弁護士対象） ・触法高齢者・障害者への処遇に関する調査（更生保護施設対象） ・ドイツ、ノルウェーの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査
---	--

○ 「弁護活動と福祉の連携に関する研究」（荒中氏）

触法被疑者・被告人となった高齢・障害者に対する「良質かつ適切」な弁護活動が可能になるのかを探求すべく、日本弁護士連合会協力のもと日本司法支援センター・大阪弁護士会支援センター等の取り組みからその現場の実態や問題点を広く洗い出し、その問題点について考えうる方策を検討した。

平成 21 年度

- ・被疑者・公判段階の弁護活動における問題点の洗い出しと分析
- ・裁判員制度・日本司法支援センター（法テラス）の問題点の洗い出しと分析
- ・福祉との連携等による対象者への弁護活動における新しい試みの実態調査

平成 22 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」のモデル的実践
- ・法テラスや後見人制度の活用と生活保護の円滑な活用の検討
- ・弁護士への啓蒙活動

平成 23 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の継続実施とコーディネーター養成
- ・セーフティーネットの構築に向けた活動
- ・司法関係者への啓蒙活動

○ 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」（浜井浩一氏）

被疑者・被告人となった高齢・障害者の拘禁を回避するために、どのような支援が必要か、刑事手続や更生保護に焦点をあて、①警察・刑事司法等の既存の統計の調査、②更生保護施設・保護観察所へのアンケート調査の実施、③弁護士会へのアンケート調査の実施、④諸外国（イタリア、ノルウェー、ドイツ、イタリア）における「司法」と「福祉」の連携の調査及び視察を行った。

平成 21 年度

- ・法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討

<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査 <p>平成 23 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察付執行猶予者の特徴や現状、更生緊急保護の現状の統計分析 ・地域生活定着支援センターと更生保護の連携に関する調査（地域生活定着支援センター対象）

○ 「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」（小林繁市氏）

今後の触法障害者・高齢者支援のあり方と障害福祉及びおよび司法福祉における体制整備と連携システムに関する政策的検討のために、①国内における知的障害者施設、救護施設、広域相談支援所、発達障害者支援センター、特別支援学校に対するアンケート等の実態調査、②デンマークにおける触法知的障害者等に関する刑事司法制度の支援と現状についての調査を実施した。

平成 21 年度

- ・触法・被疑者となった障害者の支援と体制整備に関する障害者施設等の実態調査
- ・デンマークにおける触法・被疑者（高齢・障害）への支援の現状

平成 22 年度

- ・知的障害者施設居住支援部門における触法知的障害者とその支援に関する実態調査
- ・制度課題に対する政策提言

平成 23 年度

- ・福祉関係者への研修・啓蒙活動
- ・先進的な支援プログラムと地域連携支援体制についての実態調査および分析
- ・海外の地域団体の触法・被疑者（高齢・障害）への支援の実態

○ 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」（松村真美氏）

「触法・被疑者」となった高齢・障害者を、矯正施設ではなく福祉事業所で受け入れ、再犯防止に向けた更生支援を行うモデル事業「地域社会内訓練事業」を全国 4 か所（長崎県、滋賀県、岩手県、栃木県）で実施した。

平成 22 年度

<ul style="list-style-type: none"> ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」モデル的実践と分析
<p>平成 23 年度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」の継続実施と仕組み作り

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記 3 の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウィルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究の結果

3 年間の研究を通じた本研究班の成果は以下の通りである。

第一に、「触法・被疑者」となった高齢・障害者の実態が明らかになったことである。

「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った高齢者・知的障害者」の調査によれば、平成 21 年 12 月及び平成 22 年 1 月の 2 か月間ににおいて 227 名の調査対象者の内、65 歳以上は 37 人

（16%）、知的障害もしくは知的障害の疑いがある者は 8 人（3.5%）であった。本調査は「触法・被疑者」段階での実態調査としては初の統計となる（藤本研究分担者）。

また、平成 21 年よりスタートした裁判員裁判においては知的・精神障害による心神喪失や心神耗弱が争点となる責任能力が問題となった事案が平成 22 年 1 月以降に判明しているだけでも 40 件あった（荒研究分担者）。一方で、弁護士会に対するアンケート調査では、担当していた被疑者・被告人の知的障害の程度について「あまり認識できていなかった」と答えた者が 115 名（30.3%）、「わからない」と答えた者が 69 名（18.2%）いる（浜井研究分担者）。この様に多くの弁護士・検察官・裁判官・検察官といった司法関係者が「触法・被疑者となった高齢・障害者」の存在にすら気付いていない実態が指摘された。

第二には、文献調査や現地調査によって、諸外国では対象者への様々な施策が存在することが明らかになった。

具体的には、①「触法・被疑者」となった高齢・障害者のみを対象とした刑事司法手続が存在し、「司法」と「福祉」の連携によって実施されていること、②警察・検察段階において人権擁護のための体制がとられていること、③経済学上の手法である費用便益分析により、警察の適切な早期介入とダイバージョンは、コスト削減になり国家財政にとってもプラスとなることも明らかになったことである。

①についてはデンマーク、ニュージーランド、イタリアが参考になる。

デンマークでは触法知的障害者は、逮捕後、警察・司法当局が「審査委員会」に処分について助言を要請し、刑を免除される代わりに 5 段階の保護観察処分制度に基づいた判決が下される。対象者は専用または一般の知的障害者福祉施設にて矯正教育が実施される（小林研究分担者）。

ニュージーランドでは、知的障害法の中で起訴、あるいは有罪となった知的障害者に対して適切な待遇の選択と人権保護のため、強制的ケア及びリハビリテーションの規定を制定している（藤本研究分担者）。

イタリアでは刑罰としての拘禁刑が宣告された後に、受刑者の特性を考慮し、人道的かつ更生のために望ましい刑の執行方法を検討する「矯正処分監督裁判所 (Tribunale di Sorveglianza : TDS)」が存在している。高齢・障害者の場合、更生を考え代替刑として保護観察や自宅、公的福祉施設で刑を執

行することが選択されやすいという（浜井研究分担者）。

②についてはカナダ、イギリス、アメリカ、ドイツが参考になる。

カナダでは、警察段階で触法精神障害者のための様々なプログラムが存在し、警察官と専門家による協働モデルが構築されている（藤本研究分担者）。

イギリスでは、警察段階におけるダイバージョンが重視されており、少年や精神障害者が逮捕された場合に、弁護権保障に加え、彼らを福祉的・心理的に援助する「適切な大人（Appropriate Adult）」制度や、精神保健及び社会的ケアに関する諸機関と警察との連携にあたる「管区精神保健官（divisional mental health officer）」「精神保健連絡官（mental health liaison officer：MHLO）」が設置されている。

（藤本研究分担者、浜井研究分担者）。

刑務所に収容された受刑者の56%が何らかの精神衛生上の問題があるアメリカでは、刑を終え地域に戻った者が、治療、職業訓練、住居等の支援を受けることで、常習犯を減らし、公共の安全を高めるための施策がとられている。①「セカンドチャンス法（Second Chance Act）」、②「精神障害犯罪者処遇及び犯罪減少法（Mentally Ill Offender Treatment and Crime Reduction Act）」、③精神障害に特化した裁判所「メンタルヘルスコート（mental health court）」の設置、④「予防的外来治療法（Preventive Outpatient Treatment）」等である（藤本研究分担者）。

ドイツでは、刑事訴訟法に精神障害者等に対する弁護権保障に関する規定が設けられており、知的障害、高齢者等の自ら防御することができない被疑者・被告人に対して、裁判長は請求又は職権で弁護人を任命することが認められている。被疑者には、取り調べ中も含めていつでも弁護人と自由に相談する権利が認められている（浜井研究分担者）。

第三にはこうした実態を踏まえて行った、「福祉」と「司法」の新たな連携に向けたモデル的実践「地域社会内訓練事業」において一定の成果を得たことである。

「地域社会内訓練事業」では、実際の更生支援を行う「地域社会内訓練事業所」と共に、訓練の始まりから終わりにかけてその必要性や期間、内容、効果等を検討する、オンブズマン的な役割を果たす「判定委員会」、「更生プログラム開発委員会」「検証委員会」を設けた。（「判定委員会」「検証委員会」は長崎県でのみ、「更生プログラム開発委員会」は岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県で実施）

「判定委員会」では、弁護士が中心となり矯正施設ではなく福祉での支援の必要性や妥当性を検討し裁判所へ「意見書」を提出する役割を担った。委員会に諮った8名の内5名について、一般の受刑者と同じ矯正教育では難しい障害者の現状と、「地域社会内訓練事業」の取り組みを踏まえ、実刑ではなく保護観察付執行猶予という判決が下った。

保護観察付執行猶予の判決を受けた者は、矯正施設ではなく障害者自立支援法の福祉事業所である

「地域社会内訓練事業所」で支援を行った。「更生プログラム開発委員会」では、更生に向けた福祉的支援を目的とした更生プログラムの開発に取り組んだ。4県での対象者は計17名いる。

また、長崎県では事業の効果（有効性）を検証する「検証委員会」を設けた。「検証委員会」に諮った7名の内、1名が「地域社会内訓練事業」を終了し通常の福祉サービスへ移行している。

福祉事業所での障害特性に合わせた支援が、対象者の「更生」に向けて効果的であることが、「検証委員会」の面接やモニタリングからも実証された。（松村研究分担者）

D. 考察

本研究によって、明らかになった「触法・被疑者」となった高齢・障害者の課題は以下の通りである。

第一には刑務所の前段階において、ハンディキャップを持つ高齢・障害者に対する支援体制が不備となっている状況である。

「障害者権利条約」第13条では、ハンディキャップを持つ障害者については、司法手続きにおいても、他の市民と平等にその権利が保障されるような手続きの必要性を求めていた。しかし、現状においては、取り調べにおける「供述能力」、裁判における「訴訟能力」において必要な支援体制は不備な状況にある。

前述の通り、アメリカにおける「メンタルヘルスコート」の設置や、イギリスにおける「適切な大人」の義務化等、諸外国においては対象者への人権擁護の支援体制が確立されているが、日本では対象者に対する支援体制は未整備となっており、本人の不利益となっている。

荒研究分担者は、被疑者段階での課題として6点を（①被疑者が孤独な状態に置かれるという問題、②供述録調書をめぐる問題、③密室での取調べをめぐる問題、④障害者が捜査員に迎合しやすく、誘導されやすいという問題、⑤黙秘権をめぐる問題、⑥弁護人選任権をめぐる問題）を、公判段階での課題

として 4 点を（①刑事責任能力をめぐる問題、②自白の任意性・信用性をめぐる問題、③情状鑑定をめぐる問題、④手話通訳制度の不整備をめぐる問題）指摘している。

平成 22 年には大阪府で知的障害者の自白調書を作成し、起訴したが、その任意性・信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取消しをした「大阪地検堺支部公訴取消事件」が起きているが、これは前述の課題点が表出したものといえる。

第二には、矯正・教育等における高齢・障害者の処遇状況である。

裁判前段階と同様に、矯正・教育においても、その特性に応じた刑事政策は存在していない。社会的保護の必要性が高い、罪を犯した高齢・障害者を、その犯罪要因となつてものを何ら矯正することなく社会に復帰させている状況は、「再犯防止」という司法的観点だけでなく、個人として地域で尊厳を持って生活する「基本的人権の享有」を知的障害者に全うさせていないという福祉的観点からも問題になる。

第三には、こうした背景にある日本の刑罰の目的である。

イタリアでは憲法第 27 条によって、刑罰は更生をめざすものでなければならないことが明記されており、これが「矯正処分監督裁判所 (TDS)」や、刑務所と社会内をつなぐ処遇コーディネート機関「社会内 (施設外) 処遇 (刑執行) 事務所 (Ufficio Esecuzione Penale Esterna : UEPE)」の設置につながっている。

日本では同法に対応している日本国憲法第 31 条には、刑事手続に関する権利規定のみがあるだけである。日本の量刑は犯罪に対する刑事責任の重さと価値的に同等の刑を科す「応報量刑主義」に基づいており、被告人の更生を意識した量刑を行うには一定の限界がある。

刑事裁判や刑事処分において、応報又は一般予防にしか関心が無ければ、当然更生は本人だけの問題であり、社会復帰につなげていくための、例えば障害者の「特性」に配慮した刑罰の執行という視点は生まれてこない。

近年、高齢者の犯罪増加が問題となっている。平成 12 年と平成 21 年の高齢者の刑法犯の検挙人員を比較すると、検挙人員では約 2.7 倍、犯罪者率では約 2 倍となっている。この背景も同様の問題が指摘できるのではないかと考えられる。

こうした現状を総合すると、現在高齢・障害者は障害や高齢という「特性」に対する支援がないまま犯罪事実が認定され、刑罰が科される可能性が高い

状況であり、こうした刑事司法の基本的な姿勢が本研究の課題となった「触法・被疑者」となる高齢・障害者を生んでいるといえる。

これを踏まえ、研究班としては以下の政策提言を行った。

「触法・被疑者」となった高齢・障害者への支援に向けての提言

厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」

研究代表者 田島良昭

一. 警察段階、検察段階、裁判段階における、高齢・障害者の「被疑者・被告人」に対して取り調べにおける「供述能力」、裁判における「訴訟能力」への支援体制の整備

「障害者権利条約」第13条1項では、障害者が捜査段階及びその他の予備段階も含めたすべての法的手続きにおいて、他の市民と同じ様に司法に効果的にアクセスするために、障害及び年齢に適した配慮を行う事を求めている。しかし現在は罪に問われた「被疑者・被告人」のみならず被害者や証人を含め支援体制が整備されておらず、本人の「不利益」となっている。こうした状況を踏まえ、司法への効果的なアクセスのために以下の通り支援体制を整備することを要望する。

1. 被疑者の人権を保障し、自白強要又は虚偽の自白等による冤罪を防止する観点から取り調べ段階での全面可視化(録音・録画)が望まれる
2. 高齢・障害者の取り調べには、その特性を理解し取り調べにあたる警察・検察官との通訳的役割を果たす「立会人(補佐人)」を同席させる

「読む」「書く」「自分の考えを伝える」というコミュニケーションに障害を抱える知的障害者等にとって、「取り調べ」は海外旅行でその国の言葉が通じない状況に似ている。自分の主張を検察官に適切に伝えることが出来ず、また迎合しやすく誘導されやすいため「冤罪」を生みやすくなっている可能性や、刑事手続上必要な「黙秘権」「弁護人選任」等の司法手続上の諸権利が正しく伝達されていない。取り調べに立ち会い、人権を擁護すると共に、取り調べ官との通訳的役割を務める「立会人」が必要である。

3. 高齢・障害者の国選弁護を担当した場合の弁護報酬に特別な加算制度を設ける

現行制度下で、弁護士が国選刑事事件を受任した場合、拘置所等への数回の面接と公判への出席以上の弁護活動をすると国から支払われる費用では賄えないケースが多い。高齢・障害者の国選弁護人として、更生に資する弁護を展開しようとした場合には、十分な理解のために面会そのものの回数が増加するだけでなく、釈放後の支援体制のための福祉との調整をしたり、更生支援計画書を作成して裁判所に提出するなどかなりの時間的・経済的負担が発生する。それが、特別な弁護活動をすることの足かせともなっている。

この負担を軽減し、適切な弁護活動に見合った報酬を確保するためにも、触法高齢・障害者の国選弁護を担当した者に対しては、その活動内容に応じた特別な報酬加算制度が必要である。また、加算制度を設けることで、触法高齢・障害者の実情を理解した弁護活動が活発となり、検察官や裁判官に対して、触法高齢・障害者の問題に対する理解を促すことにもつながることが期待される。

4. 捜査機関(警察官、検察官)や、弁護士、裁判官といった司法関係者へ、障害者の特性や理解等のための研修・教育の充実

上記の施策にあたっては、対象者が「障害者」であることに法曹関係者が気付いていることが前提となる。また後述する「改善更生」を重視した刑事政策を実施するには、処分を行う検察官や裁判官が障害者の特性を理解

していかなければならない。司法修習で障害者の特性に関する講義を設ける等、警察法曹関係者への研修・教育を充実していただきたい。

5. 檢察庁や裁判所等の刑事司法機関にソーシャルワーカー等の福祉専門職を配置する

検察庁や裁判所に触法高齢・障害者の支援に精通した福祉専門職を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援する。具体的には、起訴前の取り調べや公判に当たって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求める。イタリアのソーシャルサービス UEPE が参考になる。

二. 被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換

日本において量刑の目的は刑事責任に応じて刑を科す「応報」であり、その量刑も過去の類似事件における先例（量刑相場）を重視し自動的に決定される「応報量刑主義」がとられている。

高齢・障害者が罪を犯す背景には、犯罪の背景（環境的、社会・経済的原因）、障害・高齢者の特性（認知のゆがみ等）等の様々な要因が影響している。また隔離・拘禁を主とする従来の矯正処遇では、知的・発達障害者には反省を促し、順法精神を身につけさせることが難しいとされているが、こうした者に対する刑事政策がない。

こうした「罪」とそれに対する「刑罰」に重きをおく日本の刑事司法の仕組みが、犯罪要因を取り除かないまま社会に放り出すことになり、結果として犯罪を繰り返す「累犯障害者」や高齢者犯罪の増加につながっていると考えられる。

刑罰重視の「応報主義」から、被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換のために以下の施策を提言する。

1. 犯罪に至る背景や更生支援の可能性等を調査する「判決前調査制度」を導入する

「改善更生」を重視した刑事政策においては、犯罪に至るまでの背景や成育歴及び本人の障害特性や更生支援の可能性等について、量刑判断を行う裁判官が正確に把握することが必要になる。

「判決前調査制度」とは、「有罪判決を受けた者に関する個人的、社会事業や犯行状況、および量刑に関するさまざまな選択肢の適切さについての情報や助言、支援を与えることによって量刑判断を補助する」ものである。少年審判において家庭裁判所の調査官が行っている社会調査に近いものである。

「判決前調査制度」を導入し、社会内での専門的更生支援の必要性、妥当性を裁判官の量刑判断材料として活かしていくことが求められる。

触法高齢・障害者の支援に応用する場合は、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な観点から犯罪の背景要因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（支援計画）をまとめて検察官や裁判官に提出することで微罪処分、起訴猶予処分、執行猶予処分というダイバージョンのために活用することが可能になると思われる。

2. 被告人(障害者)を相当の期間、裁判所の観察に付し、しばらくの間、被告人の様子を観察し、その経過を見た上で最終的な判決を下す、少年審判における「試験観察」の様な中間的処分の導入・活用を行う

三. 高齢・障害者を対象にした「司法」と「福祉」が連携した刑事政策の必要性

罪を犯した高齢・障害者の円滑な社会復帰のためには、刑事手続の早い段階で司法手続きを回避（ダイバージョン）することが望ましい。それには「司法」のみではなく、更生に向け人生そのものをサポート

する「福祉」と連携した、以下の様な新たな仕組みで支えることが相応しい。

1. 刑事手続の早い段階で司法手続きを回避(ダイバージョン)する、高齢・障害者を対象にした「第三の刑事政策」が求められる
2. 矯正施設ではなく、障害特性に合わせ福祉の視点から専門的な更生支援を行う「社会内訓練事業所(仮称)」を設置する
 - (1) 「社会内訓練事業所(仮称)」は厚生労働省と法務省が連携した事業として運営されることが望ましい
 - (2) 設置にあたっては同事業所の利用を社会内処遇として位置づけるような法的整備を行う
 - (3) ①人権擁護の観点、②効果的な更生支援のために、同事業のプログラムを判定・検証するオンラインズマン的役割を持つ機関が必要になる

懲罰処分、起訴猶予処分、執行猶予処分等によって司法手続きを回避した場合にも、犯罪要因を除去するための何らかの支援が必要になる。

「社会内訓練事業所(仮称)」は、こうした「被疑者・被告人」の段階で刑事手続を回避(ダイバージョン)された者を対象に、有期限で矯正施設に代わり福祉的な視点から、障害特性に合わせた更生支援を行う機関である。

同事業所が設置されることで、前述の障害者における「試験観察」や、刑の一部執行制度を障害者に適応した際の社会内処遇の場として適用することも可能になる。

現行の裁判で行われている「保護観察付執行猶予」の判決を受けた上で福祉事業所を利用する方法は、福祉事業所の利用を前提した判決が出た場合であっても、その利用は本人の意思に基づくものであり拘束力はない。また、単純執行猶予が認められる事案において、「保護観察付執行猶予」を求めるなどを本人の不利益とみなす弁護士側の主張もある。以上のことから、「社会内訓練事業所(仮称)」の設置にあたっては、同事業所の利用を社会内処遇の一つとみなす刑事処分の改正が必要となる。

「社会内訓練事業所(仮称)」は、①常に定員を空けておく必要性がある、②専門職員の配置が求められる、③面会・公判・支援会議へ出向く必要性という、現行の障害者自立支援法で運営される福祉事業とは大きく異なる性質を持つ。また、前述の刑事処分の一環として位置づけた場合、刑の執行機関としての役割を持つことになる。従って、「社会内訓練事業所(仮称)」については、運営においても法務省と厚生労働省が連携した事業として運営されることが望ましい。

3. 矯正施設出所者が中心となっている地域生活定着支援センターの業務内容を拡大する

「判決前調査制度」における情報収集や、「社会内訓練事業所(仮称)」の利用終了後の受け皿の確保が必要になる。矯正施設を出所した者への支援に留まっている地域生活定着支援センターの業務を拡大し、「被疑者・被告人」段階への支援を実施することが望まれる。

4. 「被疑者・被告人」の受け皿として更生保護施設の積極的活用

「不起訴」あるいは「起訴猶予」となった者については、一時的なものであってもその身柄を引き受け、または更生支援を実施する機関が必要になる。その役割としては前述の「社会内訓練事業所(仮称)」と共に、「更生保護施設」が期待できる。更生保護施設に関しては、執行猶予になった者は、更生緊急保護をかけることで、現行制度での利用は可能になる。

以上

E. 結論

平成 18 年からの厚生労働科学研究での取り組みでは、「司法」との連携は刑務所や少年院を中心とする「矯正」や、更生保護施設等の「保護」との連携が中心であった。

しかし、平成 21 年に発生した厚生労働省児童・家庭局長（当時）の村木厚子氏の「郵便不正冤罪事件」により検察のあり方が問われる中、警察や検察という「入口」の段階においても、「福祉」との連携を模索する新たな動きが始まろうとしている。

最高検察庁において制度改進の取り組みの中で、分野別専門委員会の一つとして「知的障害者」部会が設置され、本研究班の提言を踏まえた議論がスタートしている。本研究班からも 3 名が参与や専門委員としてこの議論に加わっている。その中で、長崎地方検察庁にて実施されている二つの取り組みを紹介したい。

(1) 「助言・立会人」の協働試行

平成 23 年 7 月に最高検察庁が発表した改革の現状と今後取り組むべき施策を示した「検察改革——その現状と今後の取組」では、今後取り組むべき施策の一つに「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画」が掲げられるようになった。

平成 23 年 7 月「検察の在り方検討会議」での提言を受け、全国の地方検察庁で取り調べの全面可視化（録音・録画）が行われるようになった。これに加え、4 地檢では医学、心理学、教育学の専門家が取り調べに立ち会うことが試行されている。

さらに、平成 23 年 12 月から平成 24 年 5 月末までの 6 ヶ月にわたり、全国の地檢において知的障害者又はその疑いがある者に取り調べを行った場合、取り調べの状況と最終処分の結果等について最高検へ報告することが求められている。このことにより、全国の検察官の知的障害者に対する関心は高まり、取り調べの可視化の実施と共にこれまでとは大きく変化している。

これまで、全く不明であった知的障害者の取り調べ数や実態が明らかになりつつあり、問題点等が新たに浮かび上がってきてているのではないかと推察される。このような最高検における改革の動きは大きな変化につながると期待している。

長崎県における「助言・立会人」は、この取り調べにおける立ち会いを進めたものである。長崎県地域生活定着支援センターから推薦を受けた、教育、心理学等の専門家が知的障害者（疑い含む）の取り調べに立ち会い、検察官からの依頼に基づき、①取り調べの前後における検察官に対する助言、②取り調べにおける通訳的役割、

③取り調べにおける被疑者に対する助言を行うという、いわば「通訳的」な役割を行う。平成 24 年 2 月より既に実施されている。

「助言・立会人」は全面可視化（録音・録画）とセットで実施される。知的障害者はコミュニケーションに障害があることから、検査官に迎合しやすく誘導されやすい「冤罪」の可能性や、事実に基づいた調書が作成できないおそれがある。「助言・立会人」を配置することで、適正な取り調べが行われることが期待される。

(2) 「障がい者審査委員会」の試行

「障がい者審査委員会」は本研究で、松村研究分担者が実施した「地域社会内訓練事業」の「判定委員会」が発展したものである。「判定委員会」は弁護士が中心となり、「地域社会内訓練」の対象と思われる者が出了場合に、福祉による更生支援の必要性や、受け入れの諾否等を判断し、裁判所へ「意見書」を提出する。「判決前調査制度」の試行といえる。

この発展形である「障がい者審査委員会」は、弁護士ではなく福祉の専門家（更生相談所・児童相談所職員等）によって構成される。検察からの照会又は弁護士からの依頼があった、障害者（疑いを含む）の被疑者または被告人が対象となる。福祉の専門家が委員会を構成することで、弁護士、裁判所のみならず検察からの依頼も可能になる。

委員会は、被疑者・被告人について調査等を実施し、その障害の程度・内容や家庭環境、年齢等を踏まえ、①障害の程度、特性、生活環境等の指摘、②社会内処遇にあたって必要な配慮、③社会内での福祉的サポート内容（サービスメニュー、更生プログラム）を取りまとめる。平成 24 年 6 月からのスタートを予定している。

円滑な社会復帰のためには、刑事手続の早期の段階から、微罪処分、起訴猶予処分、処分保留等により正式手続きを回避（ダイバージョン）し、非処罰的処理方法を選択することが重要である。

「全面可視化（録音・録画）」「助言・立会人」「障がい者審査委員会」をセットで実施することで、知的障害者の特性に合わせて配慮された適切な処分・量刑判断が可能になる。そこで通常の矯正処遇のみでは改善更生が難しいと判断された、「窃盜（常習累犯窃盜）」「詐欺（無錢飲食）」等の罪を犯した者は、司法手続きを回避することが可能になる。そして隔離・拘禁を主とする、従来の矯正処遇ではなく「改善更生」や「再犯防止」を目的とする、「司法」と「福祉」が連携した、新しい刑事司法の仕組みを作っていくことが必要になる。

現在は知的障害者が対象となっているが、長崎地檢と

の協働試行を足がかりに、発達障害者、精神障害者、高齢者等へ広げてゆきたいと考えている。

平成23年9月に制定された検察の基本規定では、「あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となつてはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合つた、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である」と検察の理念を謳っている。

この言葉を裏付けるように、実刑よりも軽い「保護観察付執行猶予」を、検察側が求刑するという衝撃的な判決が今年2月に長崎地裁五島支部で出された。

「司法」の側は着実に変わろうとしている。

検察庁が受理する人員は約200万人いると言われている。その内刑事施設に入所するのは約3万人である。地域生活定着支援センターや指定更生保護施設という「出口」の施策は、3万人を対象に設計された。長崎地検との共働試行が制度化されると、微罪処分、起訴猶予処分となる160万人が対象となる。このダイバージョンの仕組みが実現するには、彼らを支え、更生支援を行う地域の「受け皿」が必要になってくる。その役割として期待されるのは「福祉」の側である。

「罪を犯した障害者（高齢者）」の取り組みは、「本来は福祉で支える人達を福祉が支えていなかった。申し訳ない！」という思いから始まった。そして「司法」と「福祉」の様々な連携が図られてきた。罪を犯した障害者に対して様々な施策がとられてきたが、被疑者・被告人と呼ばれる「罪に問われた障害者・高齢者」へと大きくその対象者が広がってきた今、一回りして「福祉」へそのバトンが戻ってきたといえる。「司法」が大きくその姿を変えようとしている中、「福祉」においてもその覚悟が問われている。福祉関係者の一層の奮起を期待したい。

F. 健康危険情報

G. 研究発表

1. 論文発表

- 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」『白門』 2009年 61巻4号 pp.39-51
- 藤本哲也「犯罪学の散歩道（199）：知的障害者の犯罪と被害：オーストラリアの研究」『戸籍時報』 2009年 642号 pp.77-85
- 藤本哲也「犯罪学の散歩道（209）：ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」『戸籍時報』 639号 2010年 pp.87-91
- 藤本哲也「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」『白門』 2010年 62巻5号 pp.69-81
- 浜井浩一「高齢者犯罪」『刑法雑誌』 2009年 第48巻 pp.507-510
- 浜井浩一「高齢者犯罪の増加」『老年社会科学』 2009年 Vol.31 (3) pp.397-412
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門—ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因」『季刊刑事弁護』 2010年 №63 pp.177-183
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(7)イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について」『刑事弁護（現代人文社編）』 2011年 (65) pp.167-172
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(9)犯罪統計入門(2)少子・高齢化と犯罪・刑罰」『刑事弁護（現代人文社編）』 2011年 (67) pp.123-129
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(10)地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処遇」『刑事弁護（現代人文社編）』 2011年 (68) pp.134-139
- 浜井浩一「触法障がい者の支援「司法と福祉の連携」を考える」ノーマライゼーション 2011年 31(4) 通号357 pp.9-13
- 浜井浩一「誰を何のために罰するのか－イタリアにおける触法精神障がい者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」『人権の刑事法学:村井敏邦古稀記念論文集』 浅田和茂・石塚伸一編 日本評論社 2011年 pp.896-930
- 浜井浩一「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策・持続可能な刑事政策を目指して はじめに-少子・高齢化社会における犯罪・非行対策」『犯罪社会学研究』 2011年 (36) pp.4-10
- 浜井浩一「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策・持続可能な刑事政策を目指して 少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方・犯罪学からの提言」『犯罪社会学研究』 2011年 (36) pp.76-106
- 斎藤司「未決拘禁における社会的援助」福井厚編『未決制度改革の課題と展望』（日本評論社） 2009年 pp.201-218
- 斎藤司「社会内処遇をめぐる動向と課題」『龍谷法学』 2010年 43巻1号 pp.71-78
- 斎藤司「被疑者・被告人の非拘禁的措置」『刑事立法研究会編』『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望（仮）』（現代人文社、2012年刊行予定）
- 古川隆司「高齢者犯罪者の更生保護における課題と福祉的援護」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』 2009年 6 pp.120-130
- 古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整におけるソーシ

- ヤルワークとの連携—司法ケアマネジメントの可能性』『犯罪と非行』 2009年 160 pp.209-223
- 古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について—社会福祉の立場から」『刑政』 2010年 121 (2) pp.76-85

2. 学会発表

- 浜井浩一「Growing penal populism in Japan Part 2」 アメリカ犯罪学会 2009年
- 浜井浩一「Penal populism and aging prison population in Japan」 アメリカ犯罪学会 2010年
- 浜井浩一「Beyond Punishment: collaboration between Criminal Justice and Social welfare organizer 国際犯罪学会第 16 回世界大会 2011 年
- 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰を妨げる要因(1)」日本老年社会学会第 51 回大会、パシフィコ横浜、2009 年
- 古川隆司「高齢受刑者・保護観察者の処遇と社会復帰に関する研究(2)」日本社会福祉学会第 57 回大会、法政大学、2009 年
- 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(2)」2009 年度日本社会福祉学会関西部会(関西社会福祉学会) 年次大会、神戸学院大学
- 古川隆司「語りを通した高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題」日本老年社会学会第 52 回大会、あいち健康プラザ、2010 年
- 古川隆司「対人援助としての教誨・罪を犯した高齢者と教誨師へのインタビューから」日本キリスト教社会福祉学会第 51 回大会、同志社大学、2010 年
- 古川隆司「高齢犯罪者・触法障がい者の社会復帰と福祉的措置の必要性」日本犯罪社会学会第 37 回大会、国士館大学、2010 年
- 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(3)」日本社会福祉学会第 58 回大会、日本福祉大学、2010 年
- 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題-当事者と関係者の語りをもとに-」日本老年学会・日本老年社会学会第 53 回大会、京王プラザホテル、2011 年

※ なお、上記学会報告の「Beyond Punishment: collaboration between Criminal Justice and Social welfare」は、2011 年 8 月に神戸で開催された国際犯罪学会の第 16 回世界大会において、浜井研究分担者が、本研究の成果を報告するためにパネルセッションを企画したものである。

3. その他(当研究に関する新聞報道)

- 「刑猶予し施設で教育を 知的障害者 刑務所で矯正困難」『読売新聞』 2010年9月5日
- 「障害者刑猶予「福祉で更生」 意見書を初証拠採用」『西日本新聞』 2010年10月18日
- 「知的障害者らの更生支援事業 司法の理解・教育が鍵」『西日本新聞』 2010年10月18日
- 「「更生は施設で」猶予求め意見書」『西日本新聞』 2010 年10月19日
- 「施設で更生前提、刑猶予」『朝日新聞』 2010年10月19日
- 「司法の壁に届かず 男の孤独支えた福祉支援」『長崎新聞』 2010年10月20日
- 「猶予中万引き「障害」男性実刑 弁護側が控訴検討」『朝日新聞』 2010年10月20日
- 「発達障害 被告に実刑判決」『読売新聞』 2010年10月20日
- 「累犯者 福祉支援で刑猶予」『朝日新聞』 2010 年 11 月 3 日
- 「刑猶予の精神疾患ある男性 福祉施設利用を拒否」『長崎新聞』 2011 年 1 月 21 日
- 「刑猶予の男性 施設入り拒否 法的根拠欠いた「条件」」『朝日新聞』 2011 年 1 月 31 日
- 「「累犯障害者」一審破棄、刑猶予 福岡高裁判決「福祉施設で更生」」『長崎新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「発達障害被告 刑猶予」『読売新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「発達障害被告の刑猶予」『毎日新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「窃盗で刑猶予「累犯障害者」 高裁判決が確定」『長崎新聞』 4 月 7 日
- 「障害理由に「刑猶予を」」『西日本新聞』 2011 年 5 月 24 日
- 「知的障害の窃盗被告 実刑」『西日本新聞』 2011 年 6 月 28 日
- 「長期連載 居場所を探して—累犯障害者たち 第 1 部 福祉との出会い」『長崎新聞』 2011 年 7 月 23 日～8 月 2 日
- 「累犯 居場所を探して—「行き場」確保し再犯防止」『長崎新聞』 2011 年 9 月 5 日
- 「累犯 居場所を探して—容疑者・被告の知的障害把握へ チェックシート作成」『長崎新聞』 2011 年 9 月 10 日
- 「長期連載 居場所を探して—累犯障害者たち 第 2 部 司法と福祉のはざまで」『長崎新聞』 2011 年 9 月 23 日～10 月 10 日
- 「累犯 居場所を探して—盗みなど服役通算 22 年 知

的障害被告 施設訓練で“変化”」『長崎新聞』 2011年10月22日

「現場発 服役か福祉施設か」『毎日新聞』2011年10月17日

「累犯障害者 再犯防げ 司法と福祉つないで」『西日本新聞』2011年10月17日

「累犯 居場所を探して一福岡で窃盗 知的障害の被告
「雲仙で暮らしたい」」『長崎新聞』2011年11月10日

「被告の供述録取書採用」『毎日新聞』2011年11月10日

「罪と更生「盗めば刑務所行ける」」『西日本新聞』2011年11月10日

「障害特性調査判決前に」『長崎新聞』 2011年11月15日

「犯罪予防ヘテキスト作成」『長崎新聞』 1月23日

「取り調べ、起訴判断 専門家が助言」『長崎新聞』 1月25日

「知的障害者の累犯防止へタグ「取り調べに専門家」」
『西日本新聞』 1月28日

「長期連載 居場所を探して一累犯障害者たち 第5部

見放された人」『長崎新聞』 2012年2月5日～2月16日

「「累犯者」に執行猶予求刑」『毎日新聞』 2月16日
「異例の「刑猶予」求刑」『長崎新聞』2月17日

「知的障害 保護施設の支援考慮」『西日本新聞』 2月17日

「新長崎モデル始動」『長崎新聞』 2月25日

「立会人の研修始まる」『西日本新聞』 2月28日

「取り調べ映像専門家視聴」『長崎新聞』 2月28日

「【居場所を探して】 日の当らない場所に光を」『長崎新聞』 3月13日

「性犯罪者の薬物治療研究」『西日本新聞』 3月14日

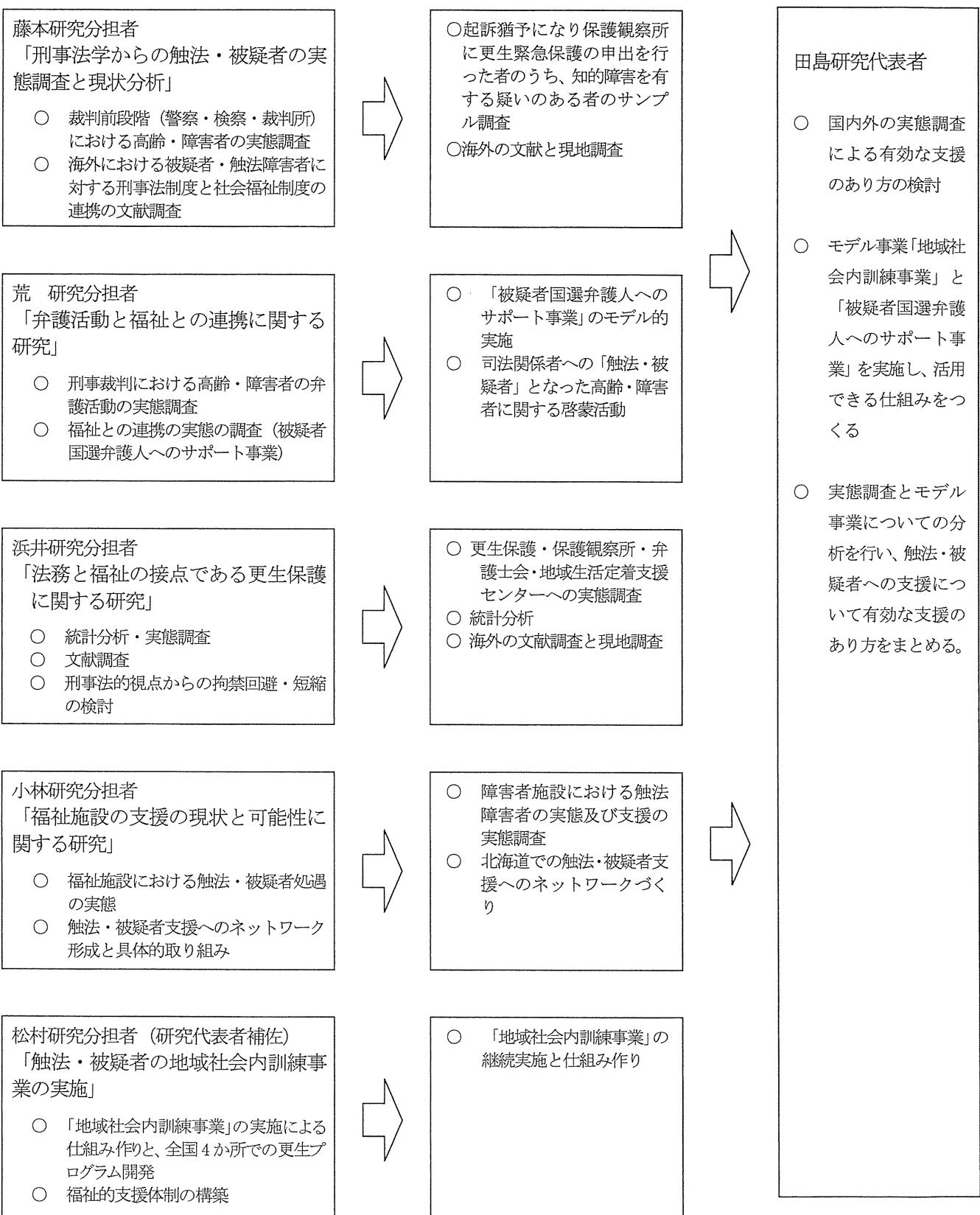
「認知症の影響 争点」『西日本新聞』 3月15日

「更生支援 県境越え」『毎日新聞』 3月19日

「福祉と連携、先進的に」『西日本新聞』 3月26日

「更生へ「長崎方式」完成」『西日本新聞』 3月28日

(3) 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)
なし



研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
斎藤司	「未決拘禁における社会的援助」	福井厚	『未決制度改革の課題と展望』	日本評論社	日本	2009年	pp. 201-218
浜井浩一	「誰を何のために罰するのか－オーストラリアにおける触法精神障がい者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」	浅田和茂・石塚伸一	『人権の刑事法学：村井敏邦古稀記念論文集』	日本評論社	日本	2011年	pp. 896-930
斎藤司	「被疑者・被告人の非拘禁的措置」	刑事立法研究会	『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望（仮）』	現代人文社	日本	2012年 刊行予定	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
藤本哲也	「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」	『白門』	61巻4号	pp. 39-51	2009年
藤本哲也	「犯罪学の散歩道（199）：知的障害者の犯罪と被害：オーストラリアの研究」	『戸籍時報』	642号	pp. 77-85	2009年
藤本哲也	「犯罪学の散歩道（209）：ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」	『戸籍時報』	639号	pp. 87-91	2010年
藤本哲也	「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」	『白門』	62巻5号	pp. 69-81	2010年
浜井浩一	「高齢者犯罪」	『刑法雑誌』	第48巻	pp. 507-510	2009年
浜井浩一	「高齢者犯罪の増加」	『老年社会科学』	Vol. 31 (3)	pp. 397-412	2009年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門－ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因」	『季刊刑事弁護』	No.63	pp. 177-183	2010年

浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(7)イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について」	刑事弁護(現代人文社編)(65)		pp. 167-172	2011年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(9)犯罪統計入門(2)少子・高齢化と犯罪・刑罰」	刑事弁護(現代人文社編)(67)		pp. 123-129	2011年
浜井浩一	「法律家のための犯罪学入門(10)地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処遇」	刑事弁護(現代人文社編)(68)		pp. 134-139	2011年
浜井浩一	「触法障がい者の支援-「司法と福祉の連携」を考える」	ノーマライゼーション 31(4) 通号357		pp. 9-13	2011年
浜井浩一	「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指してはじめに-少子・高齢化社会における犯罪・非行対策」	犯罪社会学研究(36)		pp. 4-10	2011年
浜井浩一	「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指して 少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方-犯罪学からの提言」	犯罪社会学研究(36)		pp. 76-106	2011年
斎藤司	「社会内処遇をめぐる動向と課題」	『龍谷法学』43巻1号		pp. 71-78	2010年
古川隆司	「高齢者犯罪者の更生保護における課題と福祉的援護」	『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』6		pp. 120-130	2009年
古川隆司	「高齢犯罪者の釈放前調整におけるソーシャルワークとの連携-司法ケアマネジメントの可能性」	『犯罪と非行』160		pp. 209-223	2009年
古川隆司	「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について-社会福祉の立場から」	『刑政』121 (2)		pp. 76-85	2010年